

特定非営利活動法人 日本医学図書館協会北信越地区会会則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会北信越地区会と称する。

(目的)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会(以下「協会」という。)北信越地区会員の連携を強化し、協会事業の遂行と地域的課題の克服に努め、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、協会定款第22条に基づく地区会として、北信越地区の正会員および協力会員をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、上記目的達成のために、協会の事業に準じた各種の事業を行う。

(事務局)

第5条 本会に事務局を置く。

2 事務局は地区会の運営及び協会との事務連絡、調整等にあたる。

3 事務局の選出及び欠員代行等の方法は互選とする。

4 事務局の任期は当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、代行する場合の任期は現任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 毎年1回地区会例会を開催する。

2 必要によって臨時地区会を開くことができる。

(評議員等)

第7条 本会は、協会の諸規程に基づき、協会評議員の選出及び役員の推薦を行う。

(会計)

第8条 本会の運営経費は、協会の配分額の範囲とする。ただし、研修会など特定事業のために参加費等を徴収することができる。

(入会及び退会)

第9条 協会への手続きをもって本会への入会及び退会とする。

(改廃)

第10条 本会則の改廃は、本会の議を経て行う。

附 則

この会則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。